

「ホームレス支援の課題」 伴走型支援とは何か

NPO法人 抱樸

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 日本伴走型支援協会

一般社団法人 全国日常生活支援住居施設協議会

東八幡キリスト教会

日本福祉大学客員教授

奥田知志



抱樸(ほうぼく)

「ひとりにしない」という支援

- 老子の言葉「素を見し樸を抱き」
- 樸＝原木/荒木のまま抱く
- 原木/荒木は無限の可能性を持つ
- 荒木ゆえに傷つく＝絆は傷を含む

34年

抱樸は1988年から活動を行っています



3,750人

抱樸の居住支援を受けて家に住めるようになった人数



2,000人

現在も継続してサポートしている人数



1,923人

ボランティアとして登録している人数



147,895食

炊き出しで配ったお弁当の数



145,204件

生活困窮者からの相談の数



11件

厚生労働省など省庁の政策立案や審議会に参加した件数



27事業

子どもから大人まで包括的な支援

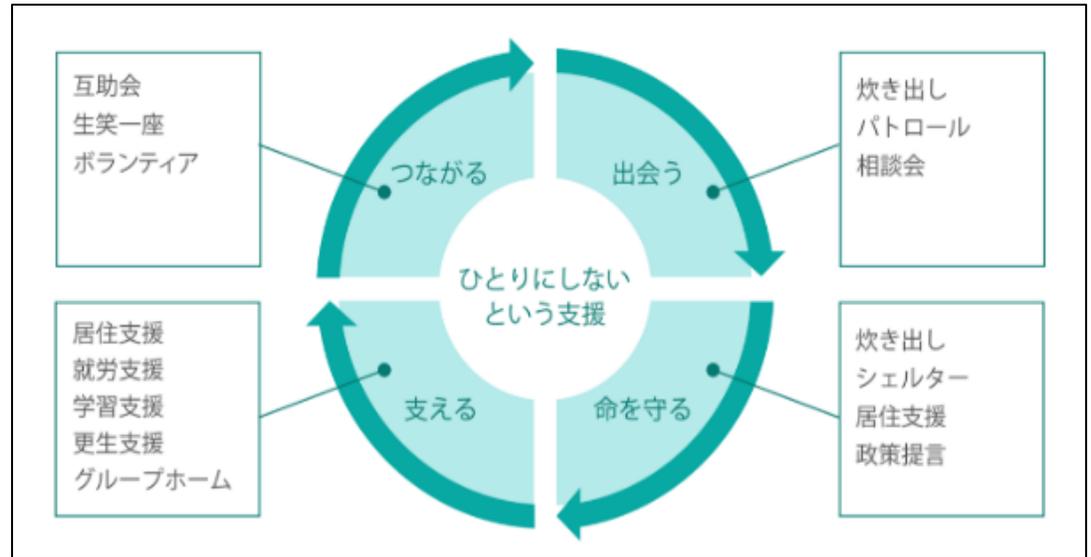
社会に居場所がない。困っているのに、「助けて」と言える誰かがいない。生きることに疲れ果て、自分が困っていることにさえ気づけない。— 私たちの周りには、見えるところにも、そして見えないところにも、多くの孤立と困窮の現実があります。

私たちは、誰も取り残されない社会をつくりたい。誰もがありのままの状態を受け入れられる社会をつくりたい。「自己責任」と、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮の中で、何の心配もせずに「助けて」と言える社会をつくりたい。

32年の活動を通して、ホームレスの数は減少しました。

路上で生活する人が減っても、見えない貧困は増えています「ネットカフェ難民」という言葉に象徴されるような、見えづらくなった貧困。そして、本当に困ってしまったときに頼れる他者がいないという社会的な孤立。

貧困、格差、そして孤立はもはや常態化しています。もし、いざと言うときに頼れる人が誰も思い浮かばなかったら、あなたも「家のあるホームレス」かもしれません。私たちはそんな社会をどうしても変えたい。北九州から日本中に、誰も孤立しない社会を広げます。



NPO法人ほうぼく — 抱樸



NPO法人抱樸の公式ホームページより

居住支援は総合的かつ包括的

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、
そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

そこに家族の生活の拠点を定めて、
寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、
生活をしていくこと。

※住宅(ハコ)のみを指す概念ではない。

「居住」(2022年8月27日 (土) 16:08 UTCの版)『フリー百科事典 ウィキペディア日本語版』

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B1%85%E4%BD%8F>

居住支援  総合的包括的支援

①住居を失うとはどういうことか

第一「生存的危機」

第二「社会的危機」

あらゆる行政手続等困難

住民基本台帳に基づく「現住所地」での申請

就職困難

社会活動制限

第三「関係的危機」

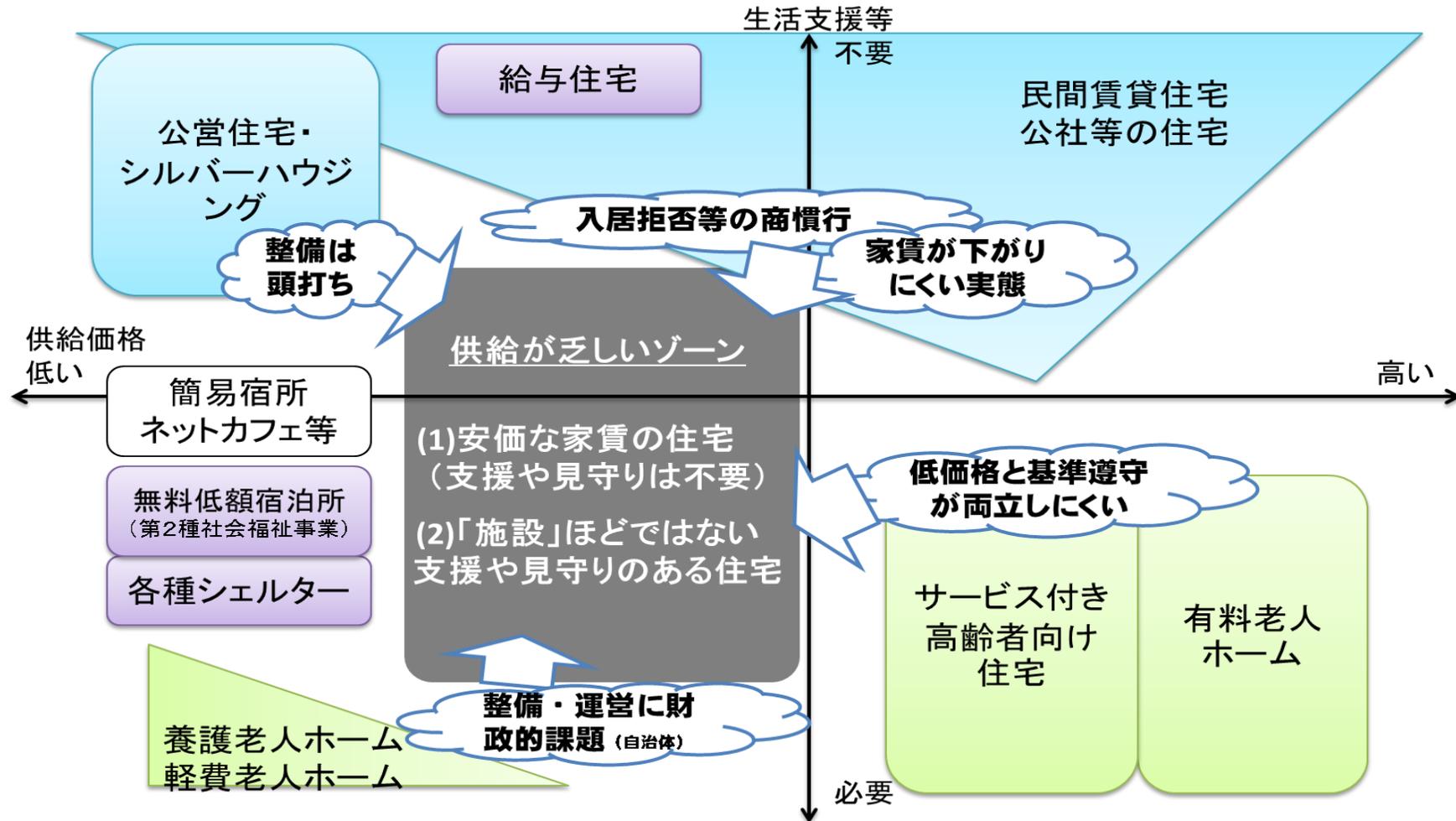
社会的孤立が進む

一定の所に暮らす⇨社会参加の前提

住居地を起点に人間関係構築・社会的信頼獲得

居住支援のフィールド・・・廉価と支援付

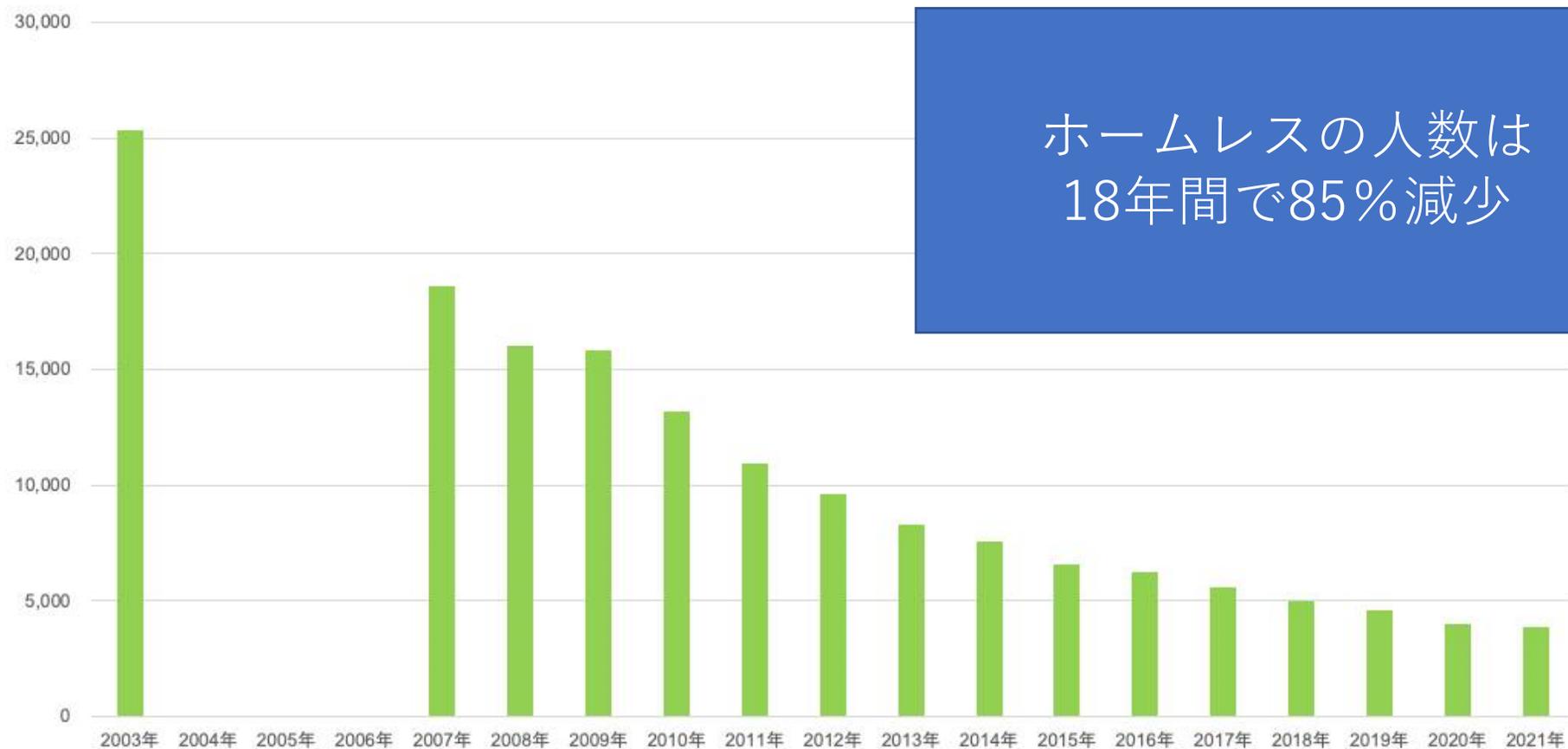
居住に関する資源を巡る課題





ホームレス支援から見た課題

ホームレス（野宿生活者）数の推移（2003～21年）



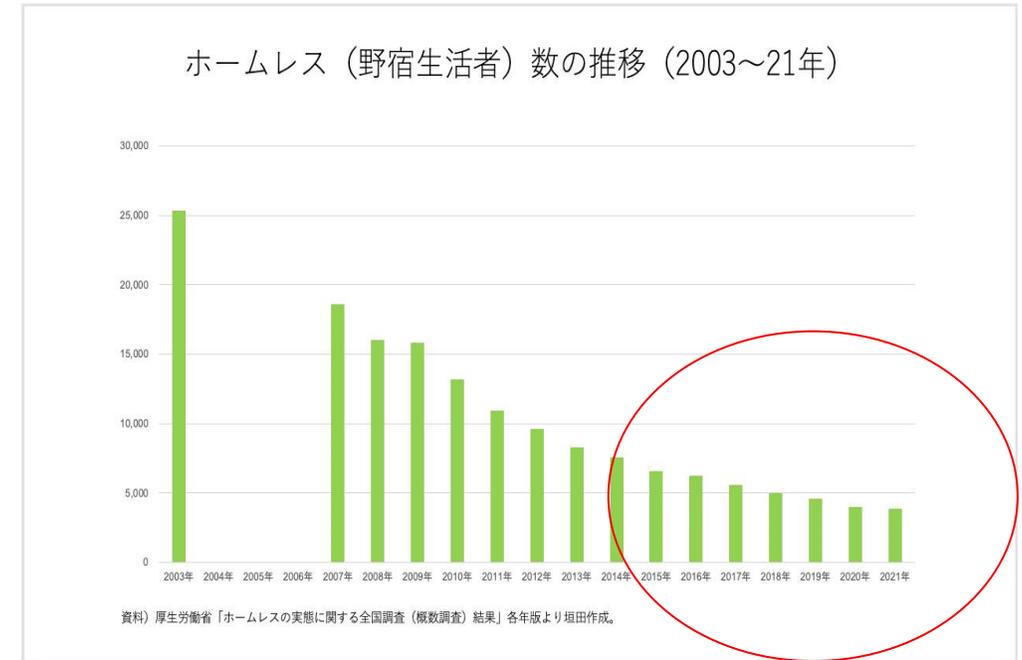
資料) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」各年版より垣田作成。

ホームレス数は引き算と足し算の差

ホームレス数とは？

- ①既にホームレス状態にある人数
- ②その年に新規にホームレスになった人数
- ③その年に自立した人数

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 4000 \text{人}$$



※2003年の2万5千人⇒4000人・・・2万1000人減少ではない。

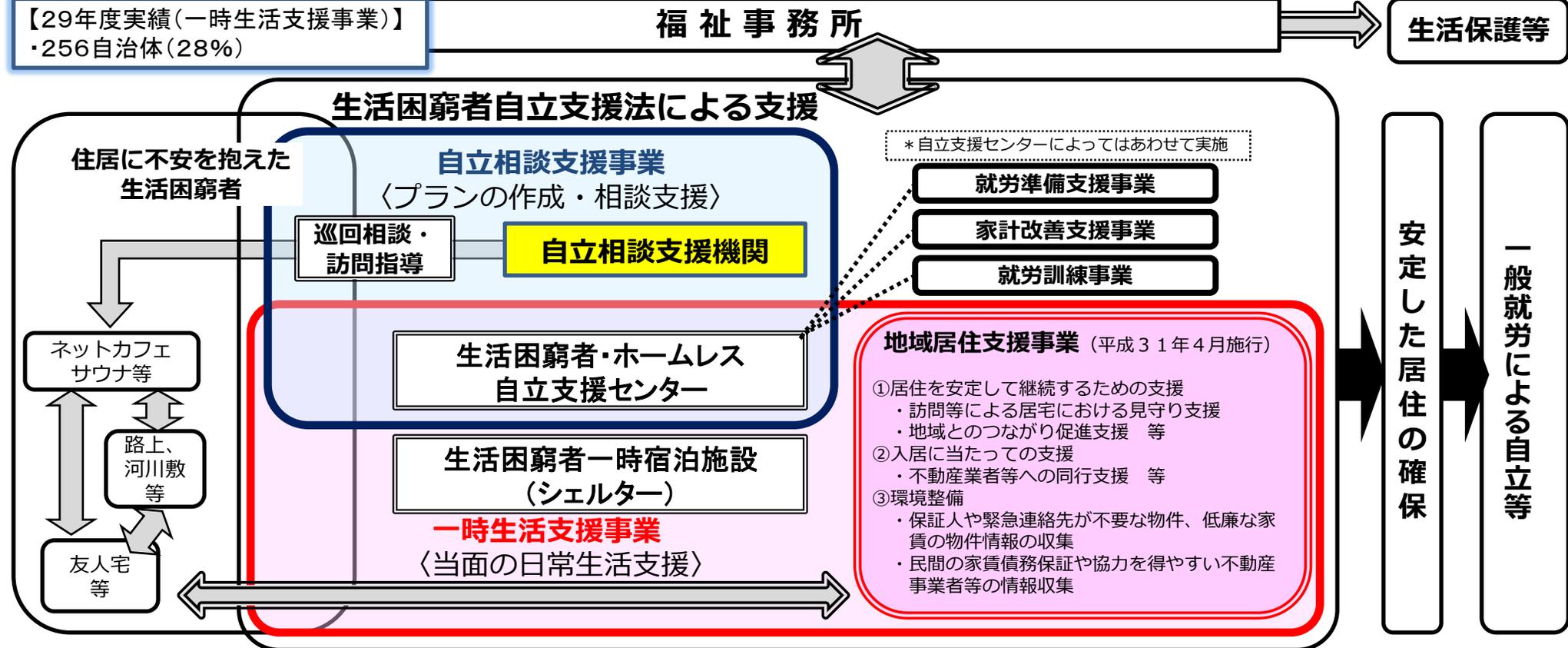
※近年の減少数の鈍化は①+②と③が拮抗している結果。

※ホームレス状態になる人は毎年新たに生み出されている

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間(予定))、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化(平成31年4月施行)。



期待される効果

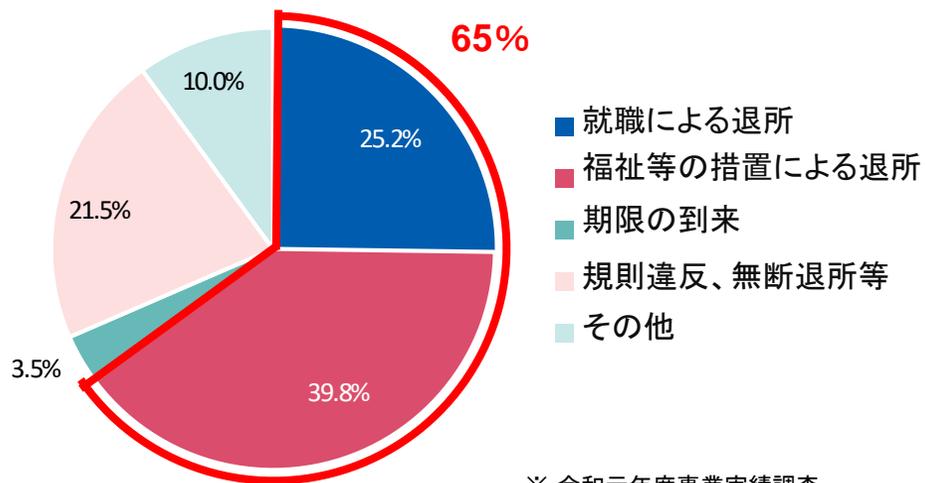
- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、効果的な支援の実施が可能となる。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供することにより、状況によっては、本事業を利用している間に就職し、アパート等を借りるための資金の貯蓄等が実現し自立が可能となる。
- 居宅における見守りや地域とのつながりを支援することにより、社会的孤立を防止するとともに、居宅における自立した日常生活の継続が可能となる。

法定事業の利用状況と支援効果：一時生活支援事業

- 一時生活支援事業については、他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの実施率は着実に増加しており、65%の退所者が退所後に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。
- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が19にとどまっている。実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体	304自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	12,256件（R2年度速報値）

退所者の状況



※ 令和元年度事業実績調査

地域居住支援事業(※)の

実施自治体数: 19自治体 (R3協議書提出自治体)

【事業の効果】

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】

- ・ **対象となる利用者がいない(54.8%)**
 - ・ 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)との連携が取れていない(25.2%)
 - ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない(24.5%)
 - ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない(23.5%)

(※)シェルター等を利用していた者、居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している者に対して、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を実施する事業(H30年改正により一時生活支援事業を拡充して創設)。

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」(北海道総合研究調査会)

生活困窮者自立支援法 第三条（定義）

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

1, 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、**宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業**

2, 次に掲げる**生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業**（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ) 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ) 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法 及び支援の在り方に関する調査研究事業

2020年度厚生労働省社会福祉推進事業
実施 ホームレス支援全国ネットワーク

14万人をネット調査

👉うち、4万人を抽出分析（スクリーニング調査）
不安定居住経験者 2,061人（出現率5%）

👉5年以内不安定居住経験者 725人から回答（本調査）

不安定居住の形態の分布

最初の不安定居住の場所として、路上生活は1.2%に過ぎず、公的部門・民間非営利部門は10.1%のみ

2020年度調査 過去5年以内に不安定居住を経験した者の
「最初の不安定居住経験の場所」(SA) (n=725)

< インフォーマル部門 > 32.3%

知人・友人宅への同居 32.3%

< 民間営利部門 > 38.5%

建築土木／警備／製造業における寮・社宅 12%

ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス 9.1%

サウナ、カプセルホテル等 4.7%

災害時の避難所、仮設住宅(みなし仮設住宅) 4.7%

24時間営業の飲食店(ファーストフード店、ファミレス等) 3%

日雇い労働者向けの簡易宿所(ドヤ) 2.2%

飯場 1.7%

刑務所・更生保護施設 1.1%

< 公的部門、民間非営利部門 > 10.1%

無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅 5.1%

一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の
福祉施設 2.9%

救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 2.1%

< 野宿生活 > 5.1%

車上生活 3.9%

路上生活 1.2%

< その他の自宅以外 > 14.1%

2020年度調査 過去5年以内に不安定居住を経験した者の
不安定居住を経験したときの居場所(MA) (n=725) 平均 3.6か所を経験

< インフォーマル部門 >

知人・友人宅への同居経験 45.9%

< 民間営利部門 >

建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験 30.9%

ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験 26.9%

サウナ、カプセルホテル等経験 24.8%

24時間営業の飲食店(ファーストフード店、ファミレス等) 経験 21.1%

災害時の避難所、仮設住宅(みなし仮設住宅) 経験 19.9%

飯場経験 19.2%

日雇い労働者向けの簡易宿所経験 18.5%

刑務所・更生保護施設経験 16.6%

< 公的部門、民間非営利部門 >

無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験 24.6%

一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の
福祉施設経験 22.1%

救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設経験 18.1%

< 野宿生活 >

車上生活経験 21.4%

路上生活経験 19.7%

長期化

これまでの施策の対象

安定的居住

持ち家、賃貸住宅など

<インフォーマルな包摂>

不安定居住
(インフォーマル部門)

32%

家族・親族宅、友人・知人宅などでの居候

<就労による包摂>

不安定居住
(民間営利部門)

39%

社員寮、飯場、簡易宿所(ドヤ)、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテル、24時間営業飲食店など

<福祉による包摂>

不安定居住
(公的部門、民間非営利部門)

10%

無料低額宿泊所、福祉関連施設、病院、シェルター、自立支援センター、一時生活支援事業など

野宿生活 (法でいうホームレス)

5%

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設

ホームレス者は本当にいないのか？ 居住支援対象者「広義のホームレス」

①ホームレス ②不安定居住者

一時生活支援・居住支援のニーズを把握するために

ホームレスの概数調査結果と、実際に生活保護相談に訪れるホームレス数の比較
(人口が50万人未満で、概数調査でホームレスがほぼゼロの自治体の事例)

		2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
A自治体	ホームレス概数調査結果	2 (2020年1月)	2 (2021年1月)
	ホームレスの生活保護相談件数	55	54
B自治体	ホームレス概数調査結果	2 (2020年1月)	2 (2021年1月)
	ホームレスの生活保護相談件数	47	58
	DV被害者の生活保護相談件数	8	9

資料) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」各年版、および自治体への独自調査より垣田作成。

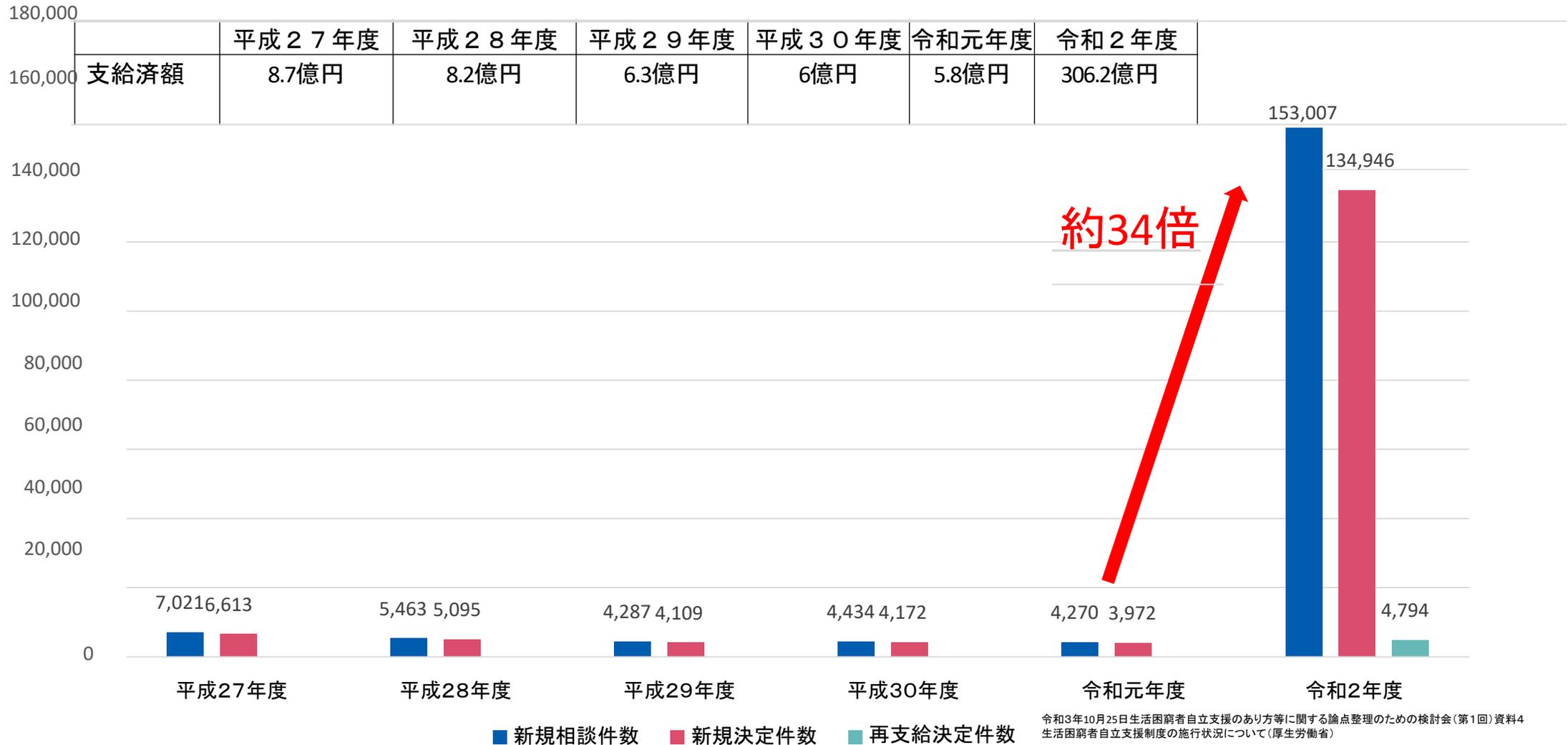


生活困窮者支援から見た課題

住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和2年度）

○支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。

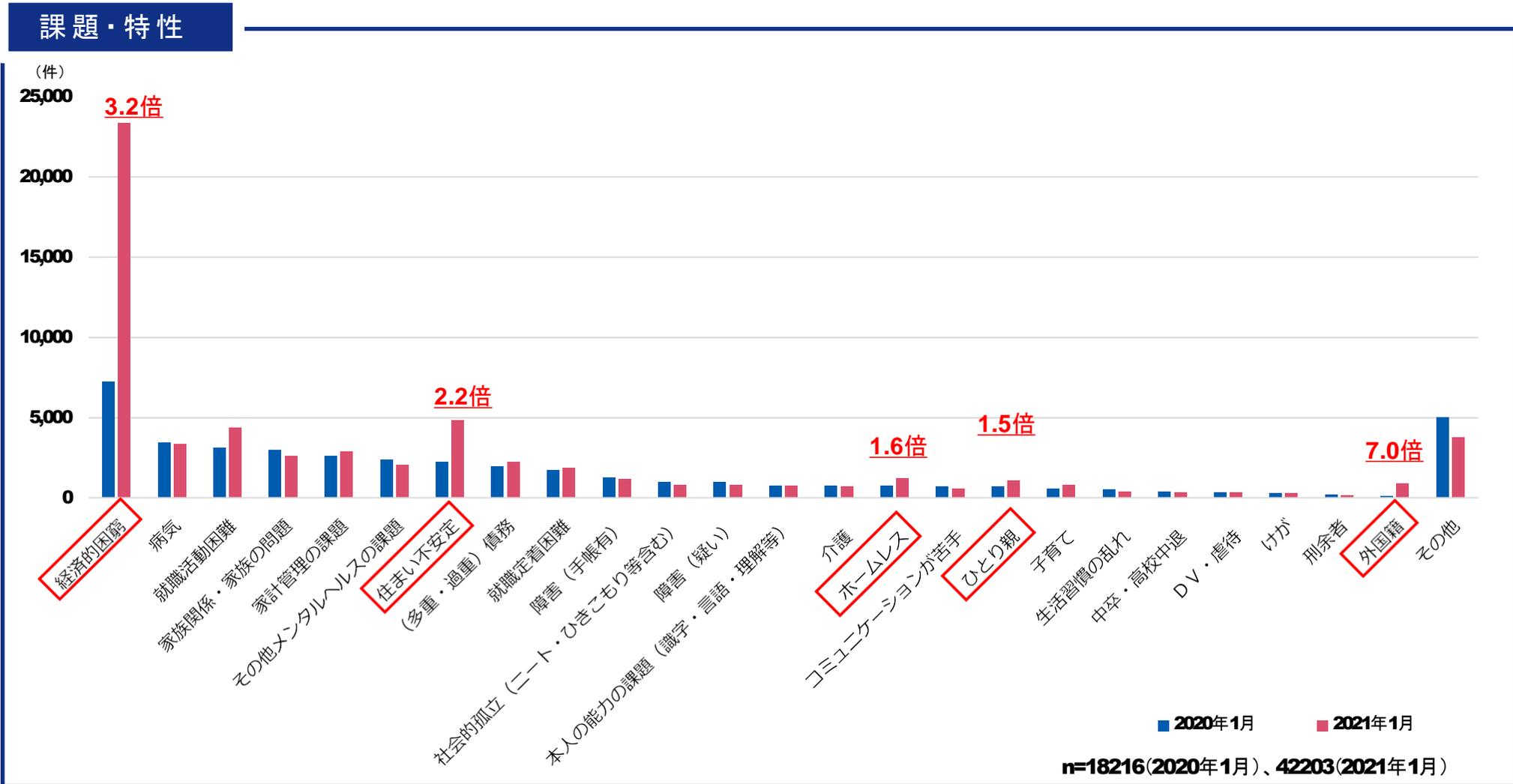
(件)



令和3年10月25日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(第1回)資料4
生活困窮者自立支援制度の施行状況について(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（課題・特性）

○「経済的困窮」(3.2倍)、「住まい不安定」(2.2倍)、「ホームレス」(1.6倍)、「ひとり親」(1.5倍)、「外国籍」(7.0倍)が大きく増加している。



(生活困窮者自立支援統計システムより抽出)

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・男性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「社会的孤立」、20代以上において「住まい不安定」や「ホームレス」といった住まいに関する課題が多く見られるようになった。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（男性・年代別）

※ 「その他」を除く。
 ※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=171)	20代 (n=1107)	30代 (n=1452)	40代 (n=2460)	50代 (n=3032)	60代 (n=2367)	70代～ (n=1616)
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーションが苦手 22.8%	メンタルヘルス・就職定着困難 28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・女性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「コミュニケーションが苦手」、20代以上において「住まい不安定」という課題が多く見られるようになった。30,40代においては「ひとり親」という特性も増加している。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（女性・年代別）

- ※ 「その他」を除く。
- ※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=150)	20代 (n=847)	30代 (n=1170)	40代 (n=1549)	50代 (n=1291)	60代 (n=825)	70代～ (n=885)
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%



社会的孤立への着目

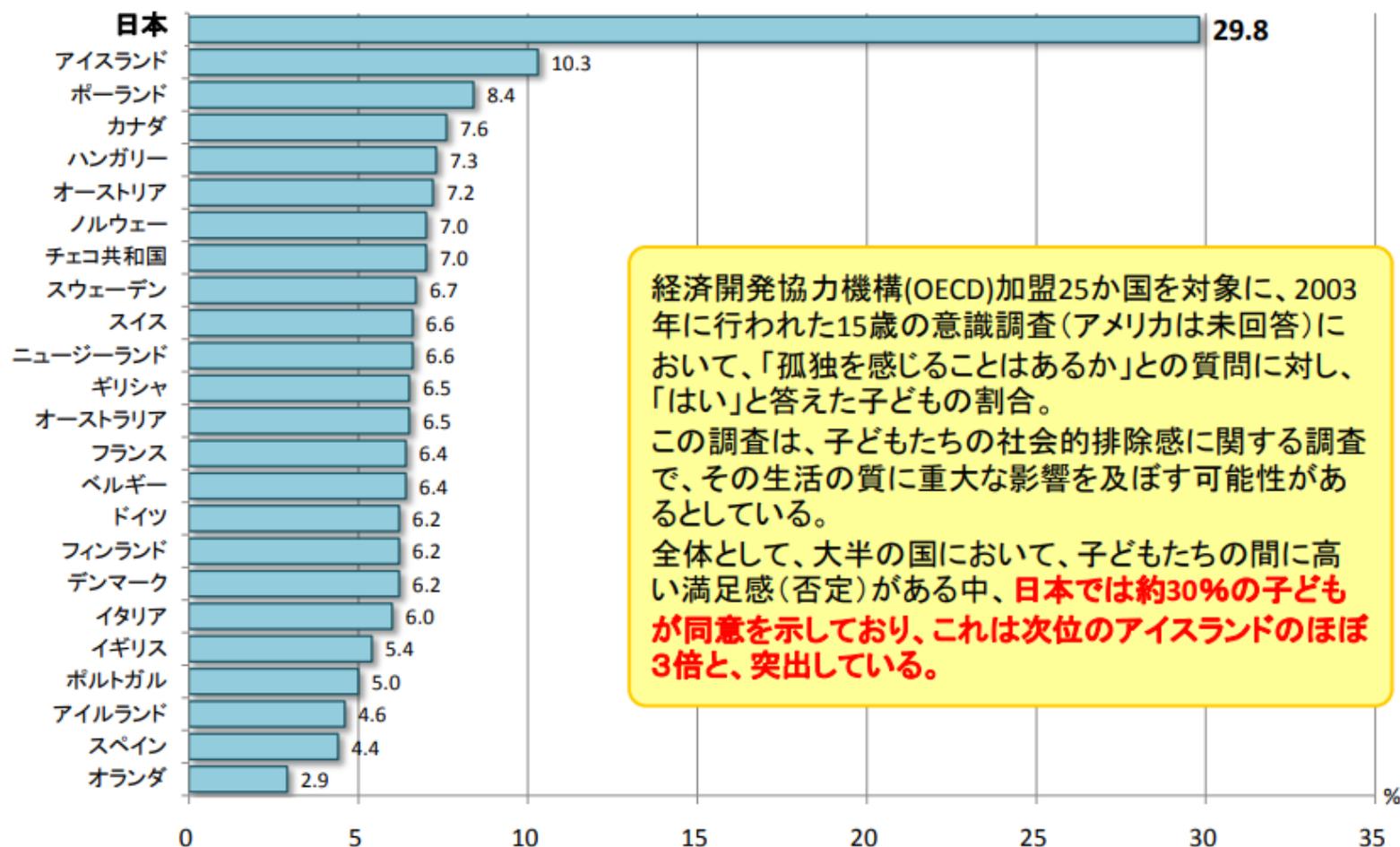
33年前、炊き出し開始 炊き出しをする意味とは？



いのちを守るため？
少々盛っている感アリ
「ともだちの家に行くのに
手土産一つ持っていかないか？」
ともだちになること

3700人以上が自立👉しかし9割以上が亡くなっても家族は来ない
ともだち👉 出会いから看取りまで・ともだちとは葬式に来て弔辞を言う人

「孤独を感じる」と答えた子どもの割合



経済開発協力機構(OECD)加盟25か国を対象に、2003年に行われた15歳の意識調査(アメリカは未回答)において、「孤独を感じることはあるか」との質問に対し、「はい」と答えた子どもの割合。

この調査は、子どもたちの社会的排除感に関する調査で、その生活の質に重大な影響を及ぼす可能性があるとしている。

全体として、大半の国において、子どもたちの間に高い満足感(否定)がある中、**日本では約30%の子どもが同意を示しており、これは次位のアイスランドのほぼ3倍と、突出している。**

UNICEF, Child poverty in perspective: An overview of child well-being in rich countries, Innocenti Report Card 7, 2007 UNICEF Innocenti Research Centre, Florence.

■若者の死因【2020年自殺白書】
年代別の死因順位⇒15～39歳
第1位自殺⇒先進国(G7)では日本のみ

■子どもの自殺要因
⇒6割不明
⇒なぜ、「助けて」と言えないのか？自己責任論社会

■助けてと言える日常が必要

社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合(国際比較)

○ 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



(注)友人、職場の同僚、その他社会団体の人々(協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど)との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合(合計)

(出典)OECD,Society at Glance:2005 edition,2005,p8

地域共生社会の議論から

(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日)

1 地域共生社会の理念とその射程

○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ**現金給付**や福祉サービス等を含む**現物給付**を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

日本の社会保障

➡現金給付と現物給付

つながりとケア

➡家族・地域・会社

○その一方で、個人や世帯が抱える**生きづらさやリスクが複雑化・多様化**している。例えば、**社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化**、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

➡新しい問題・・・課題の複合化・社会的孤立

➡背景・・・雇用不安定化・家族脆弱・地域崩壊

※社会的孤立の解消・関係の構築＝伴走型支援

2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設

国家損失年間4.9兆円（320億ポンド）

英国の孤立率 5%（日本15.3%）

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

①英国対比 日本・・・人口約2倍 孤立率・・・約3倍

※単純計算で30兆円の国家損失

②英国医療現場⇒『Social prescribing（社会的処方）』

『薬』ではなく『社会関係』（の改善策）を処方する・・・医療費20%縮小

③三木清「人生論ノート」から・・・**孤独は街にある**

「孤独といふのは獨居のことではない。獨居は孤独の一つの条件に過ぎず、しかもその外的な条件である。むしろひとは孤独を逃れるために獨居しさをするのである。」

「**孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのではなく、大勢の人間の『間』にあるのである。孤独は『間』にあるものとして空間の如きものである。「真空の恐怖」—それは物質のものでなくて人間のものである。」**

2022年8月
小倉将信内閣府特命担当大臣
(少子化対策・男女共同参画)就任



出席政府関係者

- ・ 総理大臣
- ・ 官房長官
- ・ 文科大臣
- ・ 厚労大臣
- ・ 国交副大臣
- ・ 農水副大臣
- ・ 環境大臣
- ・ 孤独・孤立担当大臣

あなたは一人じゃない!!
孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための
緊急フォーラム メッセージ集

池田 昌弘
NPO法人全国コミュニティライフ
サポートセンター理事長

つながりを切らない！
感保予防と工夫で、家族、友人、近所が気にか
け合い声をかけ合う地域に、見守りや身体活動等を
専門職も一緒になって広げよう！



栗林 知絵子
NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長

地域の子どもの見守り育てることができるのは、近所に住む地域住民です。
勇気を出して「おせっかい」しましょう。
あなたの一言が、子どもの未来を変えます。



大空 幸星
NPO法人あなたのいばしょ代表

「あなたのせいではありません。」
誰かに頼るのは、恥ずかしいことでも悪いことでもない。
赤しみの果てには幸せがあると信じる社会を共に目指しましょ
う。



奥田 知志
NPO法人抱擁理事長

経済的困難と社会的孤立を同時に解消する仕組みが
必要です。「この人には何が必要か」と共に「この
人には誰が必要か」を問い続ける社会で在りたい。



米山 広明
一般社団法人全国フードバンク
推進協議会事務局長

困ったときはお互い様。
一人で悩まず、声を上げてください



清水 康之
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表

新しいつながりが、新しい解決力を生む。
誰もが命の危機に直面しかねない不安な状況だから
こそ、「誰もが生きる道を選べる社会」の実現へ。



湯浅 誠
NPO法人全国こども食量支援センター・むすびえ理事長

人々はすでに
「つながりつづける力」を発揮している



橋 ジュン
NPO法人BONDプロジェクト代表

生きづらさを感じている女の子たちへ。
落ち着かなくて不安な時はSOSを出してほしいよ。
声を聞かせてね。
安心できる心の居場所、一緒に作ってこうね。



服部 幸應
学校法人服部学園理事長

コロナ禍ではオンラインでもいので、
週に1回、おじいちゃん、おばあちゃんと共に食事を楽しみます。



中川 翔子
歌手・タレント

今はみんなで一つになって協力し合うことが大事。
悩んでること、不安は身近にいる人に打ち明けてよう。
あなたは一人じゃない、手を取り合い繋がりますよ。



二〇二二年2月25日(首相官邸二階大ホール)
孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム

孤立と孤独

社会的孤立

「家族やコミュニティとはほとんど接触がない」という客観的な状態

タウンゼント

Townsend, P. (1968) Isolation, desolation, and loneliness, Shanas, E., Townsend, P. and Wedderburn, D., et al. eds. Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 258-87

孤独

仲間づきあいの欠如あるいは喪失による好ましからざる感情（主観）を意味する

孤立（Isolation）と孤独（loneliness）は違う



二つの困窮と二つの支援論

経済的困窮と社会的孤立

解決型支援と伴走型支援

孤立のリスクとは？

①「自分自身からの疎外」

- ☞ 人は、他者を通して自分の状態を知る。
- ☞ 自分とは何か、自分の存在意義、さらに自分の状態さえ正確に認識することが困難となり「自己認知不全」を起こす

②「生きる意欲・働く意欲・動機の低下」 ☞ 物語が生まれない

- ☞ 「何のために働くのか」・・・内発的な動機
- ☞ 「誰のために働くのか」・・・外発的な動機
- ☞ 意欲低下は自殺の危険性を高める

③「社会的サポートとつながらない」

- ☞ 良い制度も、知らない、教えてくれる人がいない、つないでくれる人がいないと存在しないと同じ
- ☞ 対処が遅れ問題が深刻化し社会保障のコストも増大する。

ホームレス支援の現場での気づき➡最初のアパート設定(自立支援)

1)当時の問題意識

➡住居喪失と失業・生活保護

2)アパート入居支援+生活保護申請

3)自立後、半年でゴミ屋敷化

4)問題の所在

➡個人的要因・・・生活自立、知的・発達障害の有無

➡社会的要因・・・孤立状態

※人はいつ掃除をするか。人はなぜ掃除をするか

※行動の動機・意欲の醸成には他者の存在が必要

5)自立(問題解決)が**孤立に終わる(問題未解決)**

ホームレス支援から見た二つの困窮

1) 路上で…「畳の上で死にたい」

2) 自立後…「俺の最期は誰が看取ってくれるか」

☞「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士

☞「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人

3) 二つの困窮

☞ **経済的困窮** (ハウスレス)

☞ **社会的孤立** (ホームレス)

※ **ハウスとホームは違う**

4) ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)

☞「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。

俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」

☞ 路上の風景の全国化…「時代が路上に追いついた」

支援の両輪

①問題解決を目指す

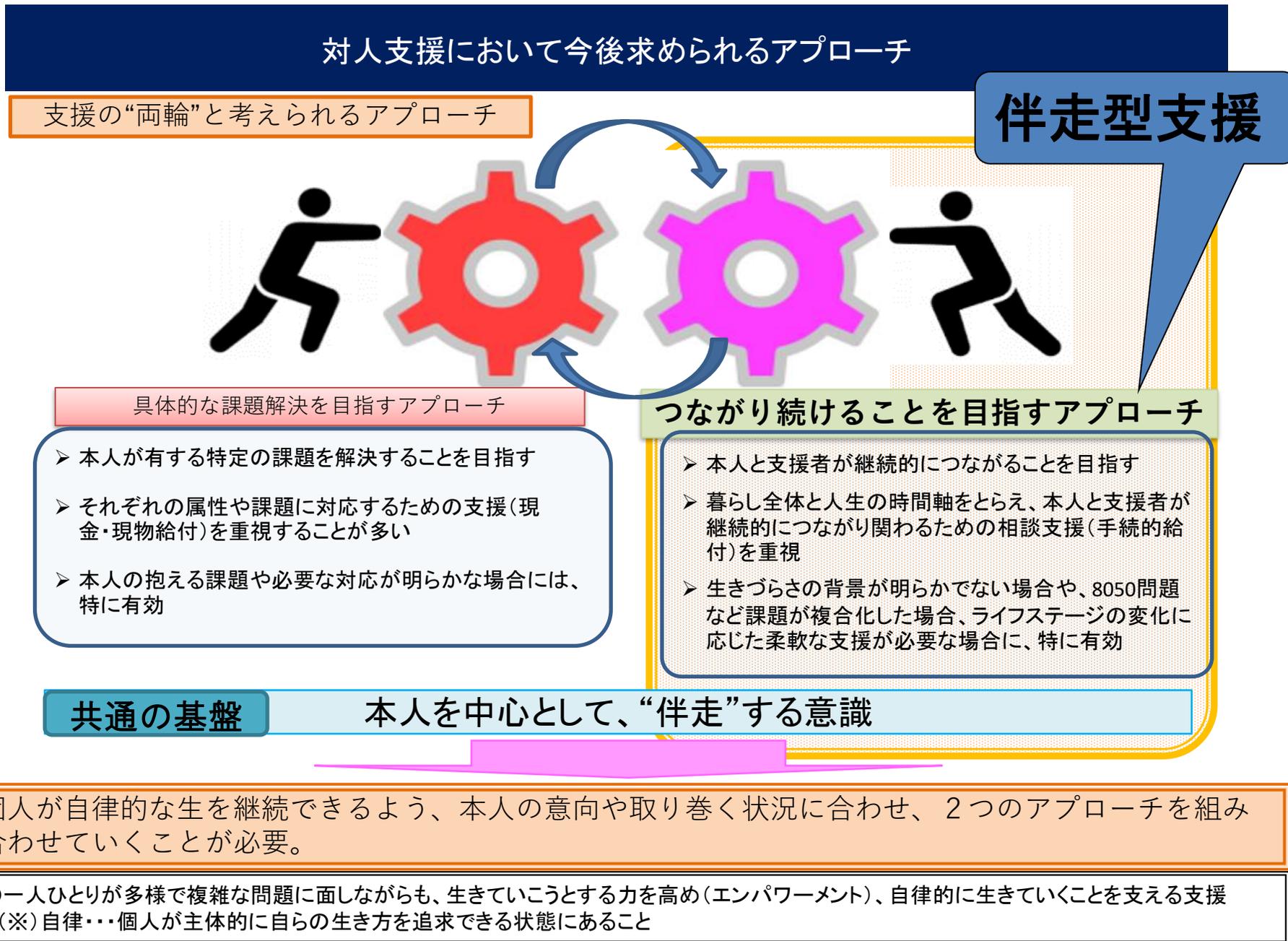
 解決型支援

②つながり続けることを目指す

 伴走型支援

(厚生労働省重層的支援体制整備事業)

厚労省が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が
厚労省の次年度施策に明記された。



厚生労働省令和元年12月
地域共生社会推進検討会議最終まとめ



伴走型支援の効果

物語の創造

第一のスパイラル: 経済的困窮が社会的孤立を生む(結婚できない)

正規雇用と非正規雇用の賃金格差と社会参加

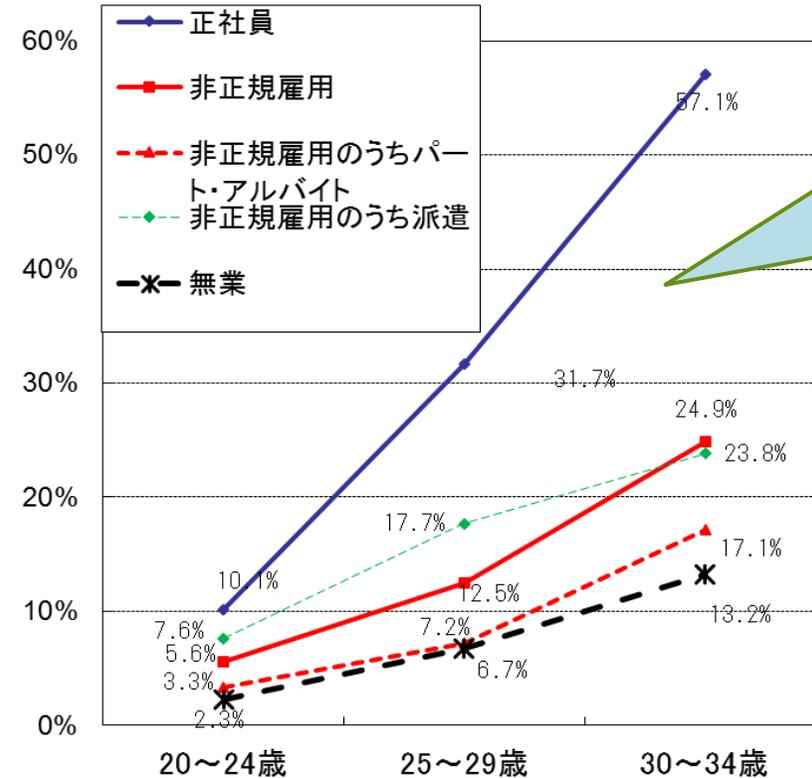
正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

	平均給与		
		うち正規	うち非正規
計	408万円	468万円	168万円
男	502万円	521万円	226万円
女	268万円	350万円	144万円

男性の正規雇用と非正規雇用では、年収は半減以下に落ちる

資料: 国税庁「民間給与実態統計調査」(2012年)

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



男性30歳時点正規雇用既婚率約60%。
非正規雇用既婚率25%半減

資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)より作成。

👉 金の切れ目が縁の切れ目

第二のスパイラル: 社会的孤立が経済的困窮を招く

■他者の存在が生きる意欲や動機付けとなる

■人は、何のために働くのか？

☞お金のため、食べるため

☞内発的動機・・・自分が諦めたら終わり

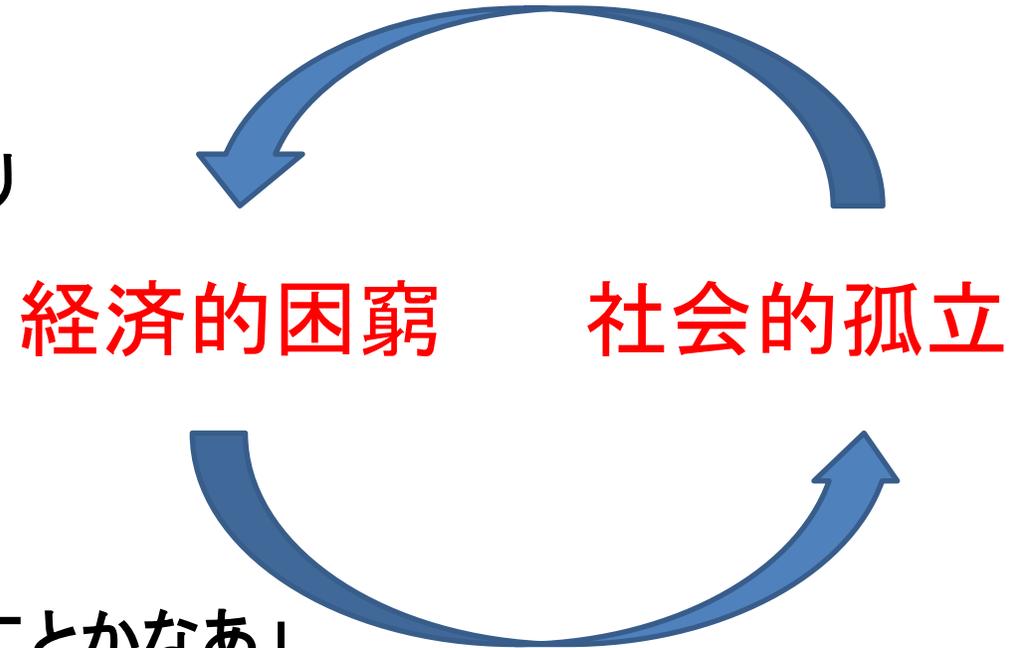
■人は、誰のために働くのか？

☞愛する人のため

☞外発的動機・・・踏ん張れる

■野宿11年の西原さんが野宿になった理由

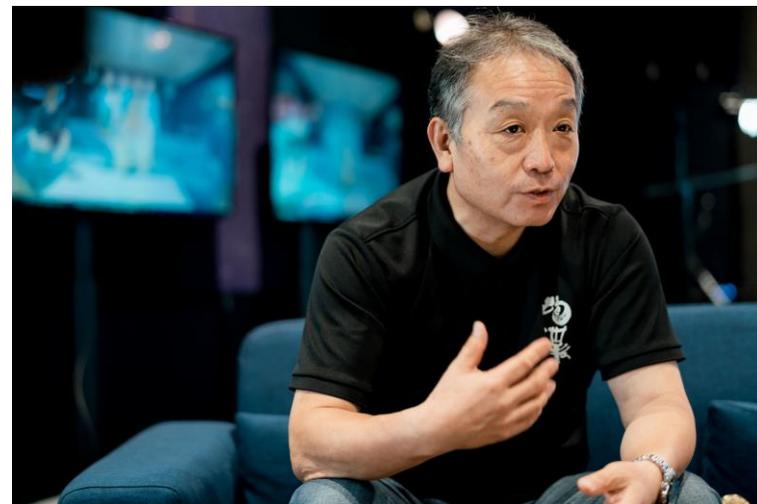
☞「考えてみたら母ちゃんが出て行ったことかなあ」



※縁の切れ目が金の切れ目



高橋源一郎さんとの対談で つながり、ことば、物語



奥田 つながりや関係が無くなることが問題

高橋 つながりが無くなるということは「ことばを失う」ということですね

奥田 「ことばを失う」ということは「その人の物語」が失われるということですよ

伴走型支援の効果👉物語の創造

■物（現金・現物）を物語に変える・・・他者の存在

- 👉ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒に」
- 👉しかし炊き出しでもらう物・・・「お弁当」
- 👉食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない
- 👉しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる

■社会保障とは何か？

- 👉「現金給付」「現物給付」が中心
- 👉自律支援・・・自分の物語創造のための条件整備

「人間が生まれて自律的個人へと向かって成長し、不完全ながらも自律性を保持しながら、自らの人生の物語を紡いでいくうえでの条件整備のための制度」

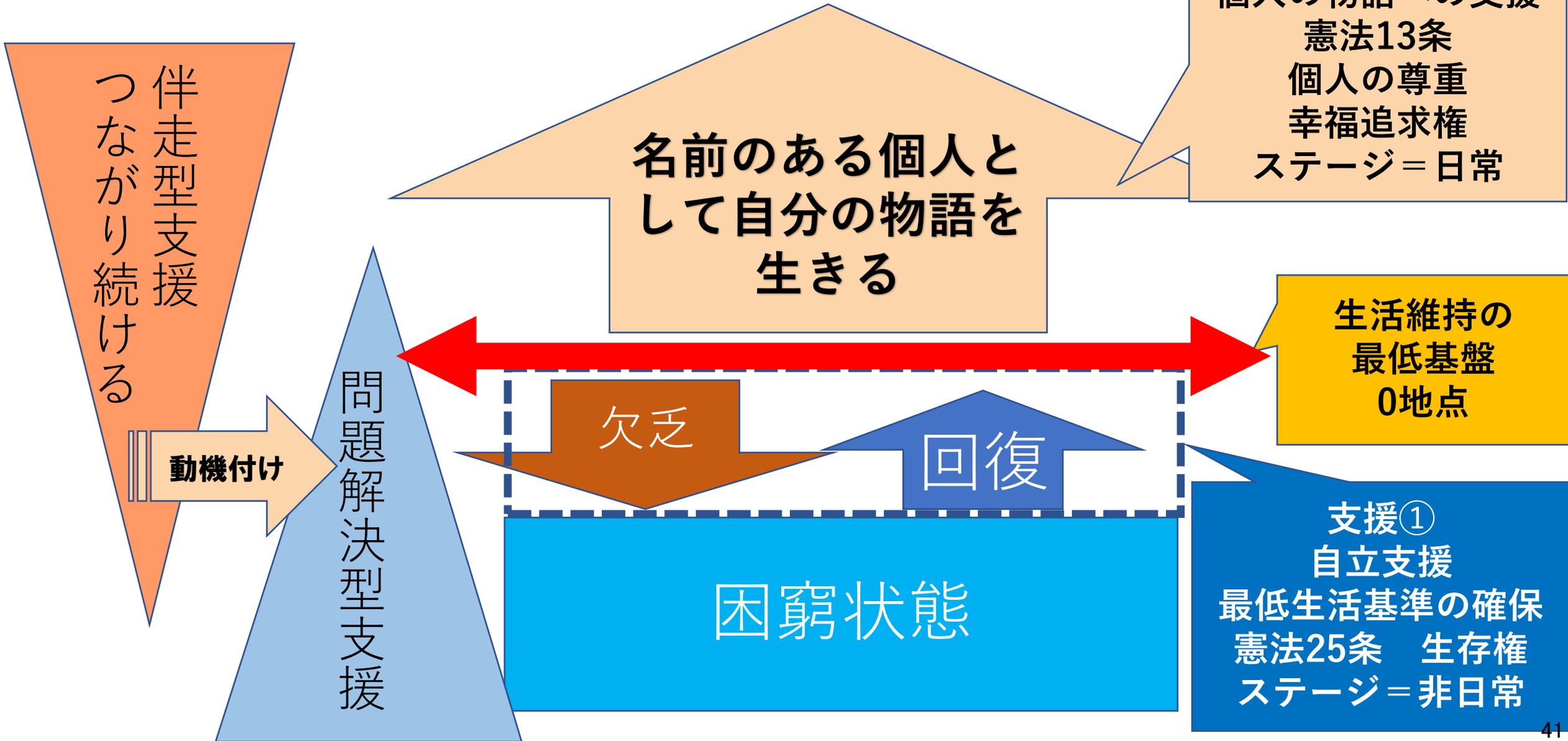
（菊池馨実著『社会福祉再考—<地域>で支える—』岩波新書）

■ある母子家庭のケース

- 👉何を食べたかは覚えていないが<誰と食べたか>は忘れない

※伴走型支援 物を物語に変える支援・自律支援

支援における二つの支領域



抱樸地域互助会

家族機能の社会化—地域共生社会

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、カフェ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ

地域互助会👉地域の中でのささえあい



互助会葬・偲ぶ会

👉 葬儀は家族の役目？





**地域共生社会とは？
…赤の他人が葬儀を出し合う社会**



共同代表
向谷地 生良さん

日本福祉大学で伴走型支援の
講座受講者を対象に
スクーリング(一泊二日)を提供します。
スクーリング受講者は、
「伴走型支援士」の認定証を
受けることができます。



共同代表
奥田知志

一般社団法人 日本伴走型支援協会



抱樸の 発信力



フォロワー数

抱樸アカウント **9,000人超**

理事長奥田アカウント **26,000人超**



ニュースレター配信

購読者数 **9,500人超**



毎回、さまざまな分野の著名なゲストと対談

チャンネル登録者数 **10,000人超**

視聴回数総合計 **476,058回超**

出演ゲスト **45人以上**



お問合せ先

認定NPO法人抱樸（ほうぼく）

〒805-0015 北九州市八幡東区荒生田2-1-32

☎ 093-653-0779



ご清聴ありがとうございました。
ござい ました。